

如キモ繁忙期ノ如ク高率ナラズ故ニ組合ノ設立ト共ニ事ヲ起
サント盡盡セシ時トテ此ノ賃銀ノ低率ヲ理由トシ之レニ解雇
手常問題ソノ他ヲ配シ要求セント幹部連ハ寄々協議スル所ア
リ事業主ハ此ノ計ヲ知り先ジテ五月十二日賃銀ノ一割値上ゲ
ヲ發表セリ
此ノ値上ヲ職工側ニテハ事業發達ト吾々ノ微力ナル示威ノ結
果ト誤信シ若シ此際要求セバヨリ以上ニ容レラル可シト信ゼ
シニ由ル

A 嘆 願 書 (二十三日)

一、要求案

(一) 時間制定ノ件

午前七時三十分ヨリ午後五時三十分迄トスル事

但シ休憩時間ヲ一時間トシ一日三回トナサレタキ事

(二) 日給制定ノ件